

決 定 書

異議申出人 米原市長岡 [REDACTED]
宮川 泰
上記代理人 滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル 2 階
井戸謙一法律事務所
弁護士 井戸 謙一
異議申出人 米原市柏原 [REDACTED]
畠中 幸一
異議申出人
米原市柏原 [REDACTED]
代表 岩田 昌義
米原市柏原 [REDACTED]
西村 文良
米原市柏原 [REDACTED]
島田 廣巳

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から令和7年10月21日、同月22日および同月29日に提起された令和7年10月19日執行の米原市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、米原市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

- 1 本件異議申出を認容する。
- 2 本件選挙における当選人山本泰裕（以下「当選人」という。）の当選は、これを無効とする。

本件異議申出の趣旨および理由の要旨

- 1 異議申出の趣旨
申出人らは、本件選挙について、当選人の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。
- 2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における被選挙権は、米原市の区域内に引き続き3か月以上住所を有することが必要となるが、当選人は、妻子が住む彦根市の前住所地で寝泊まりしており、米原市に居住実態がない。

当選人が本件選挙の期日前3か月間で柏原地先の事務所兼住宅の家屋に夜間に在宅していることが確認できたのは8日間のみであるほか、朝に彦根方面から柏原方面に通勤している姿を毎日のように見かけている柏原の住人がいることから、生活の本拠が米原市にないことは明らかであり、被選挙権を有せず、当選人とはなり得ない。

決定の理由

1 調査・審理の経過

当委員会は、申出人らから提起された本件異議申出について、一部の申出人に対し補正を命じた上で、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。また、申出人らから提起された異議申出は、全て当選人に居住実態がないことを理由として本件選挙の当選を無効とする決定を求める趣旨のものであり、円滑かつ迅速に審理を進める観点から、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第39条の規定により、申出人らから提起された異議申出の審理手続を併合した。

審理に当たっては、公選法第216条第1項が準用する行審法第31条第1項の規定により、一部の申出人から申立てのあった口頭意見陳述を行い、当該申出人の主張を明らかにするため陳述の機会を与えた。また、当選人、申出人らおよび関係機関に対し、公選法第216条第1項が準用する行審法第33条の規定により、必要とする証拠書類等の物件の提出を求めたほか、当選人に対し、公選法第216条第1項が準用する行審法第36条の規定により、職権で本件異議申出の内容について質問を行った。加えて、本件審理に係る証言および証拠物件収集のため、当選人の近隣住民等に聴き取りを行い、慎重に審理した。

2 住所認定の解釈

本件選挙における被選挙権の要件すなわち公選法第10条第1項第5号の規定においては、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者」と規定されており、本件選挙における選挙権は、同法第9条第2項の規定において「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定されている。住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるためであるとされている（最高裁判所昭和35年3月22日判決）。

本件異議申出は、当選人の住所および居住実態に関し提起されたものである。

したがって、当委員会は、当選人が公選法第9条第2項に規定する「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを争点として検討すること

とした。

まず、「引き続き 3箇月以上」の期間については、本件選挙の選挙期日の令和 7 年 10 月 19 日を基準日として算定される。すなわち、令和 7 年 7 月 19 日から同年 10 月 19 日までの間（以下「本件期間」という。）の間、引き続き本市内に住所を有することが必要となる。なお、3か月の期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めにより算定する。

次に、「住所」については、民法第 22 条に規定する「生活の本拠」とされており、特に選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきであるとの判例（最高裁判所昭和 23 年 12 月 18 日判決）がある。また、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである（最高裁判所平成 9 年 8 月 25 日判決）。さらに、生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である（東京高裁令和 3 年 12 月 23 日判決）とされ、また、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきであると判示している（大阪高裁平成 23 年 12 月 20 日判決）。

以上の観点から、本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいる客観的な事実から生活の本拠となる一箇所が認定されるものであり、本件期間に現に本市内の住民基本台帳法上の現住所地（以下「本件住所地」という。）が生活の本拠といえるか否かについて、水道、ガスおよび電気の使用状況をはじめとする証拠書類、日々の生活状況、関係者等の証言等を基に、総合的に判断することとした。

3 申出人らの主張の要旨

（1）当選人の居住実態について

当選人は、米原市柏原 2120 番地に住民票を異動し、「ji-mo design」という会社を経営しているとされているが、近隣住民の観察記録によると、本件選挙の告示日前 3 か月間（令和 7 年 7 月 10 日から 10 月 11 日までの約 90 日間）で夜間に家屋の電気が点灯し、在宅が確認されたのは次のとおりである。

ア 在宅が確認された日

7 月 25 日、10 月 1 日、4 日、6 日、8 日、9 日、10 日、11 日の計 8 日

イ 在宅率

90 日中 8 日（約 8.9%）のみ。残りの 82 日間は夜間に電気が点灯せず、在宅の様

子はなかった。

また、電気が点灯していない夜は、当選人の自動車（赤色の外国車）も駐車されておらず、翌朝も同じ状態であったと聞いている。

（2）日常的な目撃情報、近隣住民の証言について

当選人は前住所地が彦根市と思われるが、本件選挙までの期間、ほとんど毎日彦根方面から柏原方面に通勤してくるのを、柏原の住人が通勤途中に目撃している。具体的には、午前8時40分頃から午前9時に本件住所地に到着しており、夜間はだいたい午後8時頃には彦根に向かって帰るようである。当選人は、親しくする人に対し「彦根から通勤している」と話していることも確認している。加えて、近隣住民からは、この3か月の間に洗濯物が干されているのを見たことがないとの証言も得ている。さらに、当選人には妻と子がいるが、一度も見たことがない。

4 当選人が提出した証拠書類、当委員会からの質問に対する当選人の回答および主張の要旨

（1）当選人が提出した証拠書類

- ア 令和7年6月20日から10月31日までの期間に寝泊まりした場所をまとめた資料
- イ 本件住所地の家屋の電気使用量がわかるもの（令和7年4月分から令和7年11月分の使用量のお知らせおよび令和7年3月21日から11月18日までの日別、時間別の明細表）
- ウ 前住所地（彦根市）の家屋の電気使用量がわかるもの（令和7年4月分から令和7年10月分までの使用量のお知らせおよび令和7年4月1日から10月31日までの日別、時間別および令和5年10月26日から令和7年10月26日までの月別の明細表）
- エ 本件住所地の家屋のガス使用量がわかるもの（令和7年4月度から令和7年10月度までの検針請求書）
- オ 前住所地（彦根市）の家屋のガス使用量がわかるもの（令和7年4月分から令和7年10月分までの使用量のお知らせおよび令和5年11月15日から令和7年10月14日までの月別の明細表）
- カ 運転免許証の写し
- キ 銀行口座、損害保険およびクレジットカードの登録住所がわかる書類の写し
- ク 郵便物、荷物の配達記録の写し
- ケ 児童手当の認定通知書の写し
- コ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- サ 会社の法人登記簿および印鑑証明書の写し
- シ 本件住所地および本市内に所有する不動産の登記簿の写し
- ス 地域活動を行っていることを示す事業計画書およびチラシ

（2）当委員会からの質問に対する当選人の回答および主張の要旨

ア 妻子は、前住所地である彦根市に住んでいる。土地、家屋とも私名義のもので、14年ほど前に購入し、その後リフォームした。2人の子どもは県内の南方面の高校に通っているため、通学の面から米原市に転居する予定はなく、妻も子どもの世話があるため、米原に来る頻度は低く、現時点で転居の予定はない。子どもの手が離れたタイミングで改めて検討することになる。

イ 本件住所地でジーモデザイン株式会社（一級建築士事務所）を経営し、事務所兼住宅としている。開業当時は借家であったが、1～2年ほど前に土地、家屋とも購入し、会社名義となっている。また、3年ほど前に簡易宿舎として改装している。

ウ 妻は、当該法人の取締役員に就任しており、たまにではあるが柏原の事務所兼住宅に来ることがある。

エ 柏原と彦根市の住宅とでは、同程度の割合で寝泊まりしている。仕事では決まった休日はなく、土曜日、日曜日も打合せ等があるため、どちらの住宅で寝泊まりするかは、特に決まったものはないが、子どもの朝の送迎や、土曜日に彦根市で開催されるモーニングセミナーへの出席など、早朝の行事がある場合は彦根市で寝泊まりする。転入するまでは、柏原での寝泊まりは月1～2回程度であった。

▼令和7年6月20日から10月31日までの期間に寝泊まりした場所（当委員会からの求めにより当選人の記憶により作成された資料。以下「供述資料」という。）

令和 7年	6月		7月		8月		9月		10月	
	柏原	彦根	柏原	彦根	柏原	彦根	柏原	彦根	柏原	彦根
1日				○		○	○		○	
2日			○			○	○			○
3日			○		○		○		○	
4日				○		○		○	○	
5日				○	○			○	○	
6日			○		○		○		○	
7日			○		○		○			○
8日			○		○			○	○	
9日			○			○		○	○	
10日			○			○		○	○	
11日				○	○			○	○	
12日				○		○	○		○	
13日			○		○		○		○	
14日				○			○		○	
15日			○		○		○		○	
16日			○		○		○		○	
17日				○	○		○		○	
18日			○			○		○	○	
19日			○		○			○	○	
20日	○		○		○		○		○	
21日	○		○		○			○		○
22日		○	○		○		○		○	

23日		○		○		○		○	○	
24日		○	○			○	○		○	
25日	○			○	○		○		○	
26日	○		○			○		○		○
27日	○			○	○			○	○	
28日		○	○			○	○		○	
29日	○			○	○			○	○	
30日				○		○	○		○	
31日				○		○			○	
計	6	4	18	13	17	13	17	13	27	4

	柏原	彦根
合計 (6/20～10/31)	85日 (64.4%)	47日 (35.6%)
うち本件期間 (7/19～10/19)	58日 (63.0%)	34日 (37.0%)

オ 柏原で寝起きする場合は、朝食は納豆、卵、海苔、ごはん、みそ汁で済ませることが多く、昼食は、本件住所地の近くのスーパーで購入したり食堂でテイクアウトしたりしている。

カ 夕食は、この3か月同じ柏原にある実家で食べることが多い。親の様子を確認することも兼ねて、夕食と入浴を実家で済ませ、飲酒するときは実家の敷地に自動車を駐車して歩いて帰る。だいたい午後7時頃に実家に行って、柏原の自宅に午後10時頃に戻っている。

キ 柏原の自宅では簡易な食事しかとらないため、ゴミは月に1～2回程度しか出さない。

ク 洗濯は、数日おきにして家の中で干している。

ケ 電化製品や家具などは、3年以上前から置いていたもので、今年の転入によって特に購入したものはない。食器類など、家屋の前所有者から譲り受けたものが多い。

コ 運転免許証は今年、更新のタイミングだったこともあり住所変更は行っているが、彦根に届く郵便物の転送手続や銀行口座の住所変更などは、特に支障がないため行っていない。

サ 新聞は現在彦根で購読しているが、柏原の自宅でまとめて読むことが多く不便なため、近いうちに柏原の自宅で購読する手続をしようと考えている。

シ 自治会活動としては、2年ほど前の初寄りで、同じ組(西町)の当時の評議員から、これまでの法人扱いから住民扱いに変更してはどうかとの話をもらい、住民扱いに変更された。順番により、今年度4月から西町の評議員をしている。評議員として、2か月ごとに会議を行っているほか、回覧板準備、配付物の振り分け、西町の通帳の管理を主に行っている。7月のやいと祭でも活動した。

ス 地域活動としては、4年ほど前から昨年度までの3年間、柏原宿活性化実行委員会

の魅力創出部会長として活動した。また、令和6年4月から移住者を含む柏原の若手8人ほどで「ラベンジャーズ」を結成し、3か月に1回、イベント（ワークショップ）を開催している。今年度は、4月27日、9月20日に開催した。また、メンバーで2～3週間に1回の頻度で打合せ等を行っている。

セ 家族の事情もあって彦根にも家を所有しているが、ふるさとである柏原に根差したい、柏原を良くしていきたいという思いを強く持っている。ビジネス的にいえば、県内でも南方面に事務所を置く方が有利だが、敢えて柏原に事務所を構えたのはこうした思いからであり、当初は賃貸だったが令和6年に購入し、現在は自宅も兼ねている。そのほかにも宅地、山林、畠など柏原地先の土地を令和3年に2筆、令和6年に9筆取得しており、ヨモギの栽培など行ってグリーンツーリズムで活用できればと考えている。

ソ 自治会においては、西町の中で2年前から住民扱いとなって評議員も担っており、地域の中で住民として認識されているものと思っているし、そのような声も多くいただいている。また、コロナ禍を経て社会の価値観が変わり二拠点生活も進んでいる中、わざわざ彦根から来て活動してくれてありがとうという声も多くいただいている。こういった実態も考慮されるべきと考える。

5 当委員会が認定した事実

当委員会が職権で収集した証拠書類等および当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 当選人の住所に関する届出状況

当選人は、令和7年6月20日に彦根市から米原市に単身で転入し、以降住所の異動はなく現在に至るまで継続して本件住所地を住民基本台帳上の住所としている。また、当選人の運転免許証の住所は、令和7年7月14日付けで更新されており、住所は本件住所地となっている。児童手当の受給資格も本市に有しております、通知書の送付先は本件住所地となっている。

さらに、前住所地で課税されている令和7年度市民税・県民税納税通知書については、令和7年6月20日付けで送付先が前住所地から本件住所地に異動されていた。

(2) 本件住所地の土地および家屋の所有状況

不動産登記事項証明書によれば、本件住所地の土地および家屋は、令和6年5月20日付けで売買を原因として当選人が経営する法人に所有権が移転されている。また、固定資産税課税情報から、納税義務者、納税通知書の送付先とも本件住所地の当該法人であることを確認している。

(3) 水道の使用状況

本件住所地における水道使用量は次のとおりである。契約名義人は、平成31年1月から当選人となっている。

▼本件住所地における水道使用量

使用期間	水道使用量 (前年同期)
令和7年2月19日から 4月18日まで	1 m ³ (3 m ³)
令和7年4月19日から 6月19日まで	2 m ³ (3 m ³)
令和7年6月20日から 8月21日まで	5 m ³ (5 m ³)
令和7年8月22日から 10月17日まで	13 m ³ (3 m ³)

(4) ガスの使用状況

ア 本件住所地におけるガス（L P ガス）使用量は次のとおりである。契約名義人は、法人となっている。

▼本件住所地におけるガス使用量

期別（請求月）	使用期間	ガス使用量 (前年同期)
令和7年4月	令和7年3月7日から 4月10日まで	0.0 m ³ (0.4 m ³)
令和7年5月	令和7年4月11日から 5月10日まで	0.1 m ³ (0.4 m ³)
令和7年6月	令和7年5月11日から 6月7日まで	0.0 m ³ (0.0 m ³)
令和7年7月	令和7年6月8日から 7月8日まで	0.0 m ³ (0.0 m ³)
令和7年8月	令和7年7月9日から 8月7日まで	0.2 m ³ (0.0 m ³)
令和7年9月	令和7年8月8日から 9月10日まで	0.0 m ³ (0.3 m ³)
令和7年10月	令和7年9月11日から 10月9日まで	1.3 m ³ (0.0 m ³)

イ 前住所地におけるガス（都市ガス）使用量は次のとおりである。契約名義人は、当選人となっている。

▼前住所地におけるガス使用量

期別（請求月）	使用期間	ガス使用量 (前年同期)
令和7年4月	令和7年3月15日から 4月14日まで	91 m ³ (92 m ³)
令和7年5月	令和7年4月15日から 5月15日まで	51 m ³ (48 m ³)
令和7年6月	令和7年5月16日から 6月13日まで	35 m ³ (32 m ³)
令和7年7月	令和7年6月14日から 7月14日まで	26 m ³ (28 m ³)
令和7年8月	令和7年7月15日から 8月14日まで	16 m ³ (25 m ³)
令和7年9月	令和7年8月15日から 9月11日まで	15 m ³ (17 m ³)
令和7年10月	令和7年9月12日から 10月14日まで	23 m ³ (24 m ³)

(5) 電気の使用状況

ア 本件住所地における電気使用量は次のとおりである。契約名義人は、当選人となつている。

▼本件住所地における電気使用量

期別（請求月）	使用期間	電気使用量 (前年同期)
令和7年4月	令和7年3月21日から 4月17日まで	193 kWh (236 kWh)
令和7年5月	令和7年4月18日から 5月20日まで	144 kWh (138 kWh)
令和7年6月	令和7年5月21日から 6月17日まで	94 kWh (79 kWh)
令和7年7月	令和7年6月18日から 7月16日まで	114 kWh (92 kWh)
令和7年8月	令和7年7月17日から 8月20日まで	175 kWh (177 kWh)
令和7年9月	令和7年8月21日から 9月18日まで	125 kWh (127 kWh)
令和7年10月	令和7年9月19日から 10月19日まで	99 kWh (87 kWh)
令和7年11月	令和7年10月20日から 11月18日まで	329 kWh (132 kWh)

イ 前住所地における電気使用量は次のとおりである。契約名義人は、当選人となつて いる。

▼前住所地における電気使用量

期別（請求月）	使用期間	電気使用量 (前年同期)
令和7年4月	令和7年2月27日から 3月27日まで	400 kWh (448 kWh)
令和7年5月	令和7年3月28日から 4月24日まで	320 kWh (304 kWh)
令和7年6月	令和7年4月25日から 5月27日まで	372 kWh (348 kWh)
令和7年7月	令和7年5月28日から 6月24日まで	366 kWh (375 kWh)
令和7年8月	令和7年6月25日から 7月24日まで	653 kWh (583 kWh)
令和7年9月	令和7年7月25日から 8月27日まで	868 kWh (929 kWh)
令和7年10月	令和7年8月28日から 9月25日まで	656 kWh (713 kWh)

(6) 本件住所地の家屋内の状況

令和7年10月28日に本件住所地を訪問したところ、家屋は2階建てで、1階が事務所、リビングを兼ねた打ち合わせスペース、キッチン、風呂およびトイレで構成され、2階が物置のほか、簡易宿舎として提供できるよう3部屋にベッドが複数台設置されており、その一部が就寝用に使われていた。

生活家電については、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、洗濯機およびガスコンロが設置されており、いずれも真新しいものではなく使用感が感じられるもので、冷蔵庫および電子レンジについては、令和3年製のものであった。また、テレビは普段視聴しないとの理由から設置されていなかった。キッチンには、前の所有者から譲り受けた食器が食

器棚に格納されていたほか、フライパン、鍋など、調理に必要な道具が一通り揃っていた。洗面台や風呂には、シャンプーやボディソープなどの消耗品が設置され、ハンガーラックには、数着の衣類が備えられていた。医療用品については、あまり服用しないようしているとの理由から、数は多くないものの常備されていた。さらに、家屋の北側には畠があり、ナス、スイカ、オクラ、サツマイモ等が栽植されていた。

6 近隣住民等の証言

(1) 本件住所地における近隣住民の証言

ア 6年ほど前から、ほぼ毎日、夏季なら午前4時30分と午後7時前後、夏季以外は午前5時15分と午後5時から6時までの間に、犬の散歩で当選人の家屋の前を通る。今年5月頃に当選人が市議会議員選挙に立候補するとの話を知り合いから聞いたが、当選人を見かけたことはなく、住んでいるように感じたこともない。7月、8月は、週に1回ほど、赤色の外国車が停まっていたり、電気が点いたりしているのを見かけた。9月も状況はあまり変わらない様子だった。市議会議員選挙の告示日の1週間前は、意識して見るようになり、朝も夜も当選人の車を見かけた。

イ 以前、当選人の家屋は事務所であると聞いていた。彦根市から通勤しているのを朝見かけたことが何度もあり、当選人本人が周囲の人に彦根から通勤していると話をされていたことも聞いていた。このため、市議会議員選挙に立候補すると聞いて居住実態について疑問に感じたため、今年7月から3か月間毎日、夜は午後11時や午前0時頃に在宅状況を記録^(※)していた。在宅の確認については、当選人の家屋の玄関側または裏口に灯りが点灯しているか、あるいは赤色の外国車が駐車していれば、在宅と記録した。その記録によれば、やいと祭の前と、10月の数日を除き、在宅は確認されていない。また、赤い外国車が駐車されていなくても、夜間に電気が点灯していることはあった。なお、当選人の妻子を一度も見かけたことはなく、近隣住民からも見かけたという話を聞いたことは無い。

さらに、たまたま知人が当選人の前住所地のすぐ近くに住んでいるが、今年の9月までは以前と変わらず、ほぼ毎晩当選人の赤色の外国車を見かけたが、10月から見かけなくなり気になっていたとの話を聞いた。

※証言した近隣住民の記録（カレンダーに○印を記載）

7月から3か月間毎日午後11時、午前0時頃に在宅状況を確認

当選人宅で灯りや赤色の外国車が確認できた日は、次のとおり。

7月は25日、26日の2日、8月は0日、9月は0日、10月は1日、4日（「多数集合」と記載あり）、6日、8日、9日、10日、11日、12日、13日、14日、15日、16日、17日、18日、19日、23日、27日、28日、29日、30日の20日

(2) 柏原自治会長の証言

当選人は、令和7年4月1日から西町（10戸）の評議員をされているが、評議員に

なった経緯は承知していない。自治会の評議員は、通常柏原に住所がある人がなるが、実際に住所を確認することはない。また、住所がない人でも、自治会費を払ってゴミの処理や自治会活動を行う場合があり、自治会には様々なかたちで関わる人がいる。

今年度、4月、5月、8月、9月に評議員の会議を行ったが、当選人は出席していたと思う。やいと祭や10月18日のハートフルフォーラムにも、評議員として参加されていた。8月9日のサマーフェスティバルでは見かけなかった。また、各区を見回っているわけではないので確かではないが、5月と7月の一斎清掃は、評議員が各区民に指示をしなければならないので、参加していたと思う。

評議員になる前のこととはあまり承知していないが、4年ほど前、柏原宿活性化実行委員会で活動をされており、その時は、当選人は彦根市に住んでおり、実家は柏原にあるということは知っていた。その活動の際に、当選人の事務所に伺ったことがあるが、生活しようと思えばできるとは思うが、住んでいるような状態ではなかったと記憶している。今回の選挙に立候補するという話を耳にし、柏原に住んでいたと聞いて驚いた。

(3) 前住所地における近隣住民の証言

午前5時から5時30分頃に、散歩で当選人の家の前をよく通っている。具体的な時期の特定は難しいが、今年の夏以前は特段気に留めていなかったため記憶にない。しかし、夏頃から赤い外国車を見かけない日があったため気にかかるようになったが、割合的には駐車されている方が多いという印象で、車がない日は出張に行っている程度に思っていた。10月に近づくにつれ赤色の外国車を見かけないことが増え、市議会議員選挙の期間から赤色の外国車を見かけなくなったが、10月26日に久しぶりに見かけた。

7 当委員会の判断

当委員会は、本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が本件期間中、本件住所地に生活の本拠があったか否かについて判断する。

(1) 自治会で評議員を担っていることについて

当選人は、自治会の評議員を担っており住民として認知されていること、地域活性化に取り組んでいることから本件住所地における住民であると主張している。当選人が提出した証拠書類や柏原自治会長の証言から、具体的な活動実態が伺えるものの、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、地域での活動状況はあくまでも判断のための一つの資料として考慮するにとどまるべきものである。

(2) 寝泊まりの場所についての供述について

当選人が、本件住所地において供述どおり日常生活を営んでいたか否か、また、実際に起臥したか否かを判断する上で、電気使用量が重要な要素の一つとなるが、本件住所地の家屋は事務所も兼ねていることから、時間ごとの使用量に着目し、当選人の寝泊ま

りの供述について検証した。

供述資料を基に午後 5 時から翌朝午前 9 時までの電気使用量について、本件住所地に泊まった日をA、前住所地等に泊まった日をBとして分けて整理をした。このうち、当選人が実家から戻る時間と供述していた午後 10 時から翌朝の活動が始まるであろう午前 9 時までの電力量を集計したところ、Aのうち、令和 7 年 7 月 19 日から 9 月 30 日まで（ただし、やいと祭の日であった 7 月 26 日は、平常時と異なる電気使用状況が確認されたため除く。）の平均電力量が 1.08kW となっており、近隣住民の証言により滞在が確認されている頻度が高かった 10 月 1 日から 10 月 18 日までの平均電力量が 1.78kW となっていた。一方、彦根で寝泊まりしたとされる B の平均電力量は 1.05kW であり、A の 7 月 19 日から 9 月 30 日までの平均電力量に近い数値であった。

当選人は、9 月までは、夏であっても日本家屋はそこまで暑くならないし、暑さは苦にならないタイプであるため夜間は冷房を使わず就寝し、照明も最低限の利用していたと供述している。過ごし方によっては、電気使用量を抑えられることは考えられるため、電気使用量から本件期間に本件住所地で起臥していたか否かを明確に推察することはできない。

しかしながら、A の 7 月 19 日から 9 月 30 日までの時間帯の推移を見ると、一般的に寝静まる深夜 1 時から翌朝午前 5 時までの電力量とその前後の時間帯とでほとんど電力量に動きがみられないことが不自然であるほか、本件住所地に泊まっていたとされる A と、前住所地に泊まっていたとされる B の朝 6 時から 9 時までの電力量の動きが類似している点も不自然であり、複数の近隣住民の証言を重ね合わせると、本件期間中 58 日は本件住所地で寝泊まりしていたという当選人の供述資料については疑念が残る。

（3） 本件住所地および前住所地における水道、ガスおよび電気使用量について

供述資料について、本件住所地における水道使用量、本件住所地および前住所におけるガスおよび電気の使用量からも判断する。なお、これらの使用量は、「5 当委員会が認定した事実」に記載のとおりである。

ア 水道使用量について

本件住所地における水道使用量について、国土交通省水管理・国土保全局水資源部の令和 7 年版日本の水資源の状況による令和 4 年度の近畿内陸地域における生活用水の一人一日平均使用量の推移によると、1 人 1 か月当たりの平均使用量は、 8.5 m^3 となっており、水道の検針は 2 か月ごとであるため、平均使用量を 2 倍すると 17.0 m^3 となる。これを水道の使用期間との整合性から供述資料による柏原で寝泊まりしたとされる日の割合 64.4% とすると 10.9 m^3 となるが、令和 7 年 6 月 20 日から令和 7 年 8 月 21 日までの水道使用量は半分を下回り、令和 7 年 8 月 22 日から 10 月 17 日までの水道使用量はこれを上回る数値となるものの、日中、事務所として使用していることを考慮すると、決して多い数値とは言えない

次に、当選人が本件住所地へ転入された令和7年6月20日以降の水道使用量について、前年同期と比べると、令和7年6月20日から8月21日までは増減がなく、令和7年8月22日から10月17日までは4.3倍に増加している。

イ ガス使用量について

本件住所地におけるガス使用量について、東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査（以下「エネルギー実態調査」という。）によると戸建ての単身世帯の1か月当たりの平均ガス（都市ガス）使用量は20m³であり、これをLPガスに換算すると8.9m³となる。これを供述資料による本件期間中の柏原で寝泊まりしたとされる日の割合63.0%とすると5.6m³となるが、本件期間中のガス使用量は全てこれを下回る数値となっている。

また、令和7年10月（同年9月11日から10月9日まで）の使用量は1.3m³と前年同期と比較して増加しているが、令和7年8月（同年7月9日から8月7日まで）および令和7年9月（同年8月8日から9月10日まで）は、ほぼ使用がみられない。

次に、前住所地のガス使用量について、令和7年8月から令和7年10月まで（同年7月15日から10月14日まで）の使用量を前年同期と比較すると、令和7年8月で9m³の減少、令和7年9月で2m³の減少、令和7年10月で1m³の減少と、各月とも減少しているものの、エネルギー実態調査による戸建住宅の4人世帯と3人世帯の1か月当たりの平均ガス使用量の差は10.0m³となっており、これを供述資料による本件期間の柏原で寝泊まりしたとされる日の割合63.0%の6.3m³と比較しても、減少幅は小さく、世帯人数の減少に伴う使用量の低下が顕著に現れているとは言い難い。

ウ 電気使用量について

本件住所地における電気使用量について、エネルギー実態調査によると、戸建ての単身世帯の1か月当たりの平均電気使用量は219kWhとなっており、本件期間中の電気使用量は全てこれを下回る数値となっている。

また、前年同期と比べると、令和7年8月（同年7月17日から8月20日まで）の使用量は175kWhで前年同期と比較して2kWhの減少、令和7年9月（同年8月21日から9月18日まで）の使用量は125kWhで前年同期と比較して2kWhの減少、令和7年10月（同年9月19日から10月19日まで）の使用量は99kWhで前年同期と比較して12kWhの増加となっており、各月とも前年同期と比較して大きく電気使用量が増加しているとは言い難い。

次に、前住所地の電気使用量については、令和7年9月から令和7年10月まで（同年7月25日から9月25日まで）を前年同期と比較すると、令和7年9月で61kWhの減少、令和7年10月で57kWhの減少が見られるものの、気温の変化によって使用量が増減することが考えられるため、生活の状況を推察することはできない。

一般に、住所が生活の本拠であると認められるためには、当該場所において日常生活を維持するための必要最低限の行為、すなわち睡眠、食事、洗濯、入浴等を継続的に行われていなければならない。このような行為は、現代社会において水道やガス等の基礎的インフラの利用を前提とするものであり、これらを使用することなく日常生活を営んでいたと認定するには、それを肯定し得る合理的な理由が必要とされる。当選人の供述資料によれば、柏原で起臥していたのは本件期間中の 63.0%で、本件住所地に滞在している日は実家で夕食を摂り、風呂に入っていたとされる。この供述内容は、本件住所地の水道、ガスおよび電気の使用量が一般的な生活実態に比して著しく少ないことと整合し得るものであるが、当選人が本件住所地に生活の本拠を有することとなったのであれば、少なくとも本件期間の水道、ガスおよび電気の使用量は、前年同期の使用量より増加するはずである。

しかしながら、本件期間におけるこれらの使用量をみると、令和 7 年 8 月 22 日から 10 月 17 日までの水道使用量、令和 7 年 10 月（同年 9 月 11 日から 10 月 9 日まで）のガス使用量および令和 7 年 10 月（同年 9 月 19 日から 10 月 19 日まで）の電気使用量は前年同期の使用量を上回っているが、令和 7 年 9 月（同年 8 月 8 日から 9 月 10 日まで）のガス使用量および令和 7 年 9 月（同年 8 月 21 日から 9 月 18 日まで）の電気使用量については前年同期と同程度未満となっている。

本件異議申出の争点は、本件期間に本件住所地に生活の本拠を有しているか否かであり、水道、ガスおよび電気の使用量から判断する限り、当選人が本件期間である 3 か月間を通して本件住所地に生活の本拠を有していたとは言えない。

さらに、前住所地における水道、ガスおよび電気の使用状況をみても、当選人が前住所地に生活の本拠を有しなくなったとするまでは言えない。

（4）住所認定に係る法的判断について

家族の同居の事実は住所の認定に当たってはもっとも重視すべき事項であり、この点については裁判例においても「たとえ他に事務所を有し、そこで社交上、経済上、政治上の活動を営んでいるとしても、それだけでは、そこに住所があるといえない」（名古屋高裁昭和 27 年 10 月 17 日判決）とし、現に家族とともに起臥しているところに住所があるものと認定している。ほかにも、生活の事実と出身地の事例では、「自己の本籍地でかつ出身地である村を去り都市に住所を有し、妻子と共に起居し、同地における 2 つの会社の取締役社長であり将来とも右会社の経営を続ける意向のある者は、たとえ出身村に起居の設備を有する倉庫を新築し、単身同村に転入手続きをとり、単身または妻子とともに数次同村に滞在したことがあったとしても、その住所を都市から出身村に移したものとは認めがたい。」（長崎地裁昭和 26 年 11 月 20 日判決）とした裁判例や、住所の所在を認定した事例では、「甲市に本建築の住宅兼建設業事務所を構えて妻と同居しており、妻は公衆浴場を経営し、夫婦共甲市において市民税を納付し、甲市に墳墓をも所有している者が、本籍地である乙村に事業の便宜上仮住家並びに資材格納庫等

を所有し、事業のため月約半数を単身同所で起居するに過ぎない場合には、その者が同村で住民登録をし、主食配給台帳の登録を受け、村民税（均等割）を納付し、部落や学校に寄附をなし、また将来同村に本建築の家屋を建てる意図をもっているとしても、その者は甲市に生活の本拠を有するものというべきである。」（宮崎地裁昭和 34 年 12 月 22 日判決）とした裁判例がある。これらの裁判例はいずれも、生活の本拠は家族との共同生活を中心に判断すべきであるという法理を裏付けるものである。

加えて、本件においては、当選人および近隣住民の証言から、妻子が本件住所地を訪れている実態はなく、当選人が妻子の住む前住所地に頻繁に戻っている状況であることを考慮すると、当選人の生活の中心としての住所は、なお前住所地にあったと認めるのが相当である。

なお、当選人は、社会の価値観の変容や二拠点生活も進んでいることを主張するが、住所は、日常生活を営んでいる客観的な事実から生活の本拠となる一箇所のみが認定されるべきものである。

8 結論

当選人および関係者からの証言ならびに証拠物件を総合すると、少なくとも本件期間の間において、本件住所地に当選人の生活の本拠があったとは認められない。よって、当選人は令和 7 年 10 月 19 日の時点で引き続き 3 か月以上、米原市に住所を有していなかったものと認められることから、本件選挙における被選挙権を有していたとは認定できない。

したがって、本件選挙における当選の効力に関する申出人らの主張には理由があることから、当委員会は主文のとおり決定する。

令和 7 年 12 月 4 日

米原市選挙管理委員会
委員長 磯野治夫

教示

この決定に不服のある者は、公選法第 206 条第 2 項の規定により、この決定書の交付を受けた日または公選法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に文書で滋賀県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。